

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課

農業経営課

法令名	農地中間管理事業の推進に関する法律			法令番号	平成25年法律第101号	
手続名	農地中間管理機構の指定の取消し			根拠条項	第15条第1項	
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県知事は、農地中間管理機構が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができないと認められるとき。 二 不正な手段により指定を受けたとき。 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 四 第八条第一項の認可を受けた農地中間管理事業規程によらないで農地中間管理事業を行ったとき。 					
対応区分	(1) 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	農業経営課	交付機関	農業経営課	目次No.